

□ 被扶養者異動届に添付する書類

△…事業主が内容を確認している場合は省略可

扶養対象者の区分		添 付 書 類				備 考	
		生計維持調査票	確約書	世帯全員の住民票 (続柄必須)	所得証明書		その他の書類
子	出生	○	×	×	×	母子手帳の出生届出済証明のページ(写) 世帯全員の住民票でも可	配偶者が被扶養者でない場合、収入比較をし主たる生計維持者が申請
	～義務教育	○	×	×	×		被保険者の実子でない場合、世帯全員の住民票
	高校生・大学生・短大生・専門学校生	○	○	×	×	在学証明書(原本) ※学生証(写)は不可	夜間学校や通信・単位制の学校の場合には、世帯全員の住民票が必要
配偶者(婚姻による追加)		○	×	△	△	戸籍謄本 他区分に該当する書類	
収入なし	無収入の者	○	×	△	△		
	退職した者 (失業保険受給放棄・受給延長)	○	×	△	△	離職票1・2(原本) または延長通知書(原本)	離職票がすぐ提出できないときは雇用保険失業給付に関する念書を提出。手続き後、離職票等を提出
	退職した者 (失業保険受給予定)	○	×	△	△	雇用保険失業給付に関する念書 ※【ア】受給を選択	受給が開始したら扶養から外れる手続きが必要。異動届、保険証、雇用保険受給資格者証(写・両面)を提出
	失業保険受給終了者	○	×	△	△	雇用保険受給資格者証(写・両面)	
パート・アルバイト収入のある者		○	×	△	△	直近3ヵ月の給与明細(写)	勤め始めたばかりでまだ給与をうけていない場合は、雇用契約書(写)を提出。給与明細(写)は後日提出。
その他収入のある者		○	×	△	△	確定申告書(写)、収支内訳書(写)等	確定申告をしていない場合は、帳簿(写)等
病気や病弱で働けない者		○	×	△	△	医師の診断書(原本)	
身体障害者		○	×	△	△	身体障害者手帳(写)	障害年金や障害手当金を受給中の者は直近の振込通知書(写)も必要
傷病手当金・出産手当金などの休業補償受給者		○	×	△	△	支給決定通知書(写)等	
年金・恩給等の受給者		○	×	△	△	直近の改定通知書(写) または 直近の振込通知書(写)	申請者が父母のとき申請者の配偶者の収入確認書類も必要
別居している者		○	×	△	△	送金証明書等の仕送り額がわかるもの(写)手渡し不可	施設入所者の場合は在園証明書(原本)
離婚のとき	増員	○	×	△	△	戸籍謄本(原本)	増員の場合、高校生以上は確約書を添付
	減員	×	×	×	×		
削除の場合		×	×	×	×	就職のとき新保険証(写)	添付書類は後日送付でも可

※ 扶養対象者の区分に合わせて、それぞれ該当する書類を添付してください。

これらはあくまでも基本的なものですので、実情により上記以外の書類も提出していただく場合があります。